

令和8年度 運送事業等支援事業給付金 よくあるお問い合わせ

No.	お問い合わせ	回答内容
1	申請書類である許可書（届出書）がありません。どうすればよいでしょうか。	ウェブサイト又はチラシに記載のある申請書類をご確認のうえ、提出をお願いいたします。 a貨切バス事業者→一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し又は免許状の写し bトラック運送事業者 ①一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者→貨物自動車運送事業の許可書の写し又は免許書の写し ②貨物軽自動車運送事業者→貨物軽自動車運送事業の届出書の写し又は受理証の写し ※ただし、自動車運転代行業者の方は、公安委員会の認定を受けたことを示す標識の写しの提出が必須となります。
2	申請書類である各事業における許可書等の写し又は免許状等の写しがありません。どうすればよいでしょうか。	各事業における許可書等の写し又は免許状等の写し（上記申請書類（No.1黒枠内））を提出できない場合、各運輸支局HPより証明願をダウンロードし、内容を記入の上、各運輸支局に送付していただくことで、証明書を発行することができますので、証明書の提出をお願いいたします。（ウェブサイト及びチラシに東北運輸局福島運輸支局HPのリンクが掲載してありますので、ご利用ください。） ※ただし、自動車運転代行業者の方は、公安委員会の認定を受けたことを示す標識の写しの提出が必須となります。
3	自動車運転代行業者であり、会社所有の車両以外（個人所有）を随伴車として使用しています。追加で提出する資料はありますか。	車検証に記載のある、使用者の氏名又は名称が個人名義の場合、業務として使用している車両であることを確認するため、加入している損害賠償責任保険の契約証書等（受託自動車共済契約証書等）の写しの提出をお願いいたします。

令和8年度 運送事業等支援事業給付金 よくあるお問い合わせ

No.	お問い合わせ	回答内容
4	申請書（第1号様式）と同意書兼誓約書（第2号様式）に必要な押印は社判や私印でよいでしょうか。	申請書（第1号様式）と同意書兼誓約書（第2号様式）は法人名義で提出いただくため、法人を代表する方の意思に基づく申請であることを確認させていただいております。そのため、 <u>代表取締役印を押印していただく必要があります。</u> 代表取締役印を押印できない方は、 <u>社判と代表取締役の方の私印を併せて押印していただくようお願いいたします。</u> また、申請書（第1号様式）と同意書兼誓約書（第2号様式）への押印は、 <u>同様の印をご使用ください。</u> ※自署の場合は、押印不要です。
5	一般貨物と軽貨物のトラックを両方所有している場合、各事業等における許可書等の写しはそれぞれに提出する必要がありますか。	一般貨物自動車運送事業は許可制（許可書）であり、貨物軽自動車運送事業は届出制（届出書）であるため、両方のトラックを所有している場合、 <u>それぞれの許可書の写し、届出書の写しの提出をお願いいたします。</u>
6	電子車検証の写しを提出する場合、提出の必要がある書類はなにがありますか。	電子車検証の場合、 <u>「自動車検査証記録事項」の写しのみ提出の必要があります。</u> ※電子車検証の場合、「自動車検査証」の提出は不要です。

令和8年度 運送事業等支援事業給付金 よくあるお問い合わせ

No.	お問い合わせ	回答内容
7	申請に過去の様式（令和5年度運送事業者等支援事業の様式等）を使用してもよろしいでしょうか。	本事業は、令和8年度運送事業者等支援事業給付金交付要綱に基づいた事業であるため、 <u>令和8年度運送事業者等支援事業の様式（ウェブサイトに掲載してあります。）</u> をご使用ください。